

## 九十九里町電子入札約款

令和3年9月7日制定

(目的)

第1条 九十九里町の発注に係る建設工事又は製造の請負、測量及び設計等の委託、物品の購入、物品の借入並びに役務の提供の競争入札を電子入札で行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び九十九里町財務規則（平成11年九十九里町規則第16号）その他の法令に定めるもののほか、この電子入札約款に定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、図面、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、電子入札システムにより作成し、公告又は通知書に示した日時（以下「入札書受付締切予定日時」という。）までに電子入札システムにより提出しなければならない。

3 入札参加者は、公告又は通知書に示した方法により入札前に誓約書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

4 入札参加者は、九十九里町入札参加資格者審査に申請した代表者又は代理人とする。

5 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

6 入札参加者は、入札書と併せて、当該入札書に記載した金額の内訳として、内訳書を提出しなければならない。ただし、内訳書の提出が必要ない場合又は再度入札にあつてはこの限りではない。

(入札辞退)

第3条 入札参加者は、開札開始日時までは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退する方法は、次のとおりとする。

(1) 入札書受付締切予定日時までに入札を辞退する場合は、電子入札システムにより辞退届を作成し、電子入札システムにより提出するものとする。

(2) 入札書受付締切予定日時以降、開札開始日時までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（別記様式第2号）を入札執行課に提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、入札書受付締切予定日時までに入札書の提出を行わず、かつ開札開始日時までに辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行

することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができるものとする。

- 2 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札の執行の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。
- 3 入札参加資格の確認の結果、入札参加資格のある者がいないときは、入札を取りやめるものとする。
- 4 入札参加者が1人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。  
ただし、一般競争入札において、入札参加資格の地域要件を設定しない、又は千葉県全域以上の地域を設定したときは、この限りではない。

(開札)

第6条 入札執行者は、公告に示した日時及び場所において、電子入札システムにより開札を行うものとする。

- 2 入札参加者は、開札に立ち会うことができるものとする。立ち会いを希望する場合は、開札日前日までに入札執行課に連絡するものとする。

なお、代理人が立ち会う場合は、立会委任状(別記様式第3号)を立ち会い時に提出するものとする。

- 3 開札に際して、入札参加者に立ち会い希望者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(無効となる入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 同一人がした2以上の入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札(免除の場合を除く。)
- (4) 必要事項を欠く入札
- (5) 明らかに連合であると認められる入札
- (6) 電子認証書を不正に使用した入札
- (7) 内訳書の提出を求めている入札の場合において、内訳書の提出がない入札又は内訳書に重大かつ明白な不備のある入札
- (8) 入札書の金額と内訳書の合計金額が異なる入札
- (9) 予定価格を事前公表する入札の場合において、予定価格を上回る入札
- (10) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る入札
- (11) 事後審査方式による一般競争入札の場合において、提出期限までに入札参加資格を確認する資料を提出しなかった落札候補者のした入札
- (12) 電子入札案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札
  - ア 金額を訂正した入札

イ 記名押印を欠く入札

ウ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札

(13) その他入札に関する条件に違反した入札

(保留)

第8条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合には、落札決定を行わず、入札を保留するものとする。

(1) 事後審査方式による一般競争入札の場合において、落札候補者の入札参加資格の確認審査を実施するとき

(2) 入札執行者が特に必要と判断したとき

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けていない場合においては、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 事後審査方式による一般競争入札の場合においては、前項中「落札者」とあるのは、「落札候補者」と読み替えるものとし、落札候補者が当該入札の入札参加資格要件を満たしていると確認されたときは、落札者とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者等の決定)

第10条 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して落札者(事後審査方式による一般競争入札の場合においては、落札候補者)を決定する。

(再度入札)

第11条 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札をした者がいないときは、電子入札システムにより入札執行者が指定する日時において再度の入札を行うものとする。

2 前項の場合において、再度入札の回数は原則として1回までとする。

3 再度入札に参加できる者は、当該再度入札の前の入札に参加した者で最低制限価格を設けている場合は、最低制限価格を下回らない入札をした者とする。ただし、当該再度入札の前の入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表する入札については、再度入札を行わないものとする。

(契約の締結)

第12条 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約(議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年九十九里町条例第7号)第2条に規定する契約に該当する場合は仮契約。次項において同じ。)を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第13条 建設工事又は製造の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、契約担当者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- (2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害を補てんする履行保証保険契約の締結
- (4) 契約保証金の納付
- (5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申立)

第14条 入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(電磁的な記録を使用した通知等)

第15条 この約款に規定する公告、通知、図面及び仕様書等は、電磁的な記録を使用した方法によることができるものとする。

(その他)

第16条 契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額内訳書の提出を求めることができる。

(補足)

第17条 本約款に定めるもののほか、電子入札システムの取り扱いについては、九十九里町電子調達システム運用基準によるものとし、本約款及び九十九里町電子調達システム運用基準に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

附 則

この約款は、令和3年10月1日から施行する。